平成二十年政令第二百八十一号

RI条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(以下「実施機関」という。)が行うものとする。 (以下「実施機関」という。)が行うものとする。 (以下「実施機関」という。)が行うものとする。 (以下「実施機関」という。)が行うものとする。

(実施機関の報告及び証明)

第二条 実施機関は、前条第一項の規定により教科用特定図書等発行者が必対用特定図書等発行者に交付し書(以下単に「受領証明書」という。)を作成し、これを当該教科用特定図書等発行者に交付にを作成し、これを都道府県の教育委員会に提出するとともに、これらの事項を記載した受領証明を作成し、これを都道府県の教育委員会に提出するとともに、これらの事項を記載した受領証明を作成し、これを当該教科用特定図書等の名称及び冊数その領したときは、文部科学省令で定めるところにより、その教科用特定図書等の名称及び冊数その第二条 実施機関は、前条第一項の規定により教科用特定図書等発行者から教科用特定図書等を受

(教科用特定図書等発行者の納入冊数集計表の提出)

(都道府県の教育委員会の確認及び報告)

おいて「受領冊数集計報告書」という。)を作成しなければならない。で定めるところにより、当該都道府県内の教科用特定図書等の受領冊数を集計した書類(次項に第四条 都道府県の教育委員会は、受領報告書を受け取ったときは、これに基づき、文部科学省令

(給与名簿の作成及び給与児童生徒数の報告)

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、文部科学省令で定めるとこもに、給与を受けた児童及び生徒の総数を都道府県の教育委員会に報告しなければならない。ときは、文部科学省令で定めるところにより、給与を受けた児童及び生徒の名簿を作成するとと第五条 小中学校の設置者は、法第十二条第一項の規定による教科用特定図書等の給与が完了した

ろにより、当該都道府県内の給与を受けた児童及び生徒の総数を文部科学大臣に報告しなければ

ならない。

(調査及び報告)

対し同項の報告を求めるよう指示をすることができる。 文部科学大臣は、都道府県の教育委員会に対し、前項の調査を行い、及び小中学校の設置者に

(事務の区分

2

則抄

(施行期日)

て使用される教科用特定図書等から適用する。 第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十年九月十七日)から施行し、平成二十一年度にお

則 (平成二八年一一月二四日政令第三五三号) 抄

(施行期日)

附 則 (令和元年九月一一日政令第九七号) 抄第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(施行期日) (令和元年九月一一日政令第

1

この政令は、

令和二年四月

一日から施行する。